|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 22 | 仮設住宅（民間のアパート）の申し込み | （アパート）のしみ |
| 地震で住居が全壊（大規模半壊を含む）して、自分の資力では住居が確保できない人は、市が借りた民間のアパートを仮設住宅として住むことができます。 希望の物件を探して、申し込みをしてください。 ※「大規模半壊」とは、損害の割合が40％以上50%未満の住宅のことです。  1. 入居者の条件（すべてに当てはまる人） (1) 20XX年X月XX日に、市内に住所がある人 (2) 地震で住居が全壊（大規模半壊を含む）して、住む住宅がない人 (3) 住居が確保できない人 (4) 市を通して、住宅の応急修理をしていない人  2. 費用負担 (1) 入居者の負担 A．光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など B．仮設住宅を出る時に修理費用が敷金より高い場合の不足額 ※「敷金」とは、入居者が貸主に預ける保証金のことです。 (2) 市の負担 C．家賃 D．礼金 ※「礼金」とは、家を借りる時に貸主に払うお金のことです。 E．仲介手数料 F．敷金 G．火災保険等損害保険料  3. 入居期間　 最長２年間  4. 必要書類 ・申込書 ・住民票（世帯全員） ・り災証明書（コピー可）　＊り災証明書がない場合も申し込みできます。  5. 申し込み受付の期間・場所 X月X日(X)まではX X 臨時窓口 X月X日(X)以降は市役所 X階 必要書類を揃えて申し込みしてください。  6. 問い合せ先  XXXXXXXX | でがれて、でしいをつけることができないは、がりたアパートにむことができるがあります。これは「」といます。  1. がりたアパートにむことができる（１〜４のがYESの）  (1) 20XXXXXに、AAにんでいた  (2) でがれて、むがない  (3) でしいをつけることができない  (4) にのをおいしていない  2. お  (1) あなたがうお  A．・・ガス、、、、など  B．をるときにをするためのおが、よりい、りないぶんのお  ※「」は、がをしてくれるに、あとでするためにに　っておくおのことです。  (2) がうお  C．（うお）  D．（をりるときに１だけうお）  E．（をしてくれたに１だけうお  F．  G．（になったときなどのためののお）  3. むことができる  ２まで  4. なもの  ・  ・（）  ・り（コピーOK）　＊りがなくてもしみできます。  5. しみの・  XX(X)まではX X  XX(X)は X  なものをっててください。  6. いせ  　XXXXXXXX  よくわからないときは、くにいるやなどにしてください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 22 | 仮設住宅（民間のアパート）の申し込み | 仮設住宅（かせつじゅうたく）（アパート）の申（もう）し込（こ）み |
| 地震で住居が全壊（大規模半壊を含む）して、自分の資力では住居が確保できない人は、市が借りた民間のアパートを仮設住宅として住むことができます。 希望の物件を探して、申し込みをしてください。 ※「大規模半壊」とは、損害の割合が40％以上50%未満の住宅のことです。  1. 入居者の条件（すべてに当てはまる人） (1) 20XX年X月XX日に、市内に住所がある人 (2) 地震で住居が全壊（大規模半壊を含む）して、住む住宅がない人 (3) 住居が確保できない人 (4) 市を通して、住宅の応急修理をしていない人  2. 費用負担 (1) 入居者の負担 A．光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など B．仮設住宅を出る時に修理費用が敷金より高い場合の不足額 ※「敷金」とは、入居者が貸主に預ける保証金のことです。 (2) 市の負担 C．家賃 D．礼金 ※「礼金」とは、家を借りる時に貸主に払うお金のことです。 E．仲介手数料 F．敷金 G．火災保険等損害保険料  3. 入居期間　 最長２年間  4. 必要書類 ・申込書 ・住民票（世帯全員） ・り災証明書（コピー可）　＊り災証明書がない場合も申し込みできます。  5. 申し込み受付の期間・場所 X月X日(X)まではX X 臨時窓口 X月X日(X)以降は市役所 X階 必要書類を揃えて申し込みしてください。  6. 問い合せ先  XXXXXXXX | 地震（じしん）で家（いえ）が壊（こわ）れて、自分（じぶん）で新（あたら）しい家（いえ）を見（み）つけることができない人（ひと）は、市（し）が借（か）りたアパートに住（す）むことができる場合（ばあい）があります。これは「仮設住宅（かせつじゅうたく）」と言（い）います。  1. 市（し）が借（か）りたアパートに住（す）むことができる人（ひと）（１〜４の全部（ぜんぶ）がYESの人（ひと））  (1) 20XX年（ねん）X月（がつ）XX日（にち）に、AA市（し）に住（す）んでいた人（ひと）  (2) 地震（じしん）で家（いえ）が壊（こわ）れて、住（す）む家（いえ）がない人（ひと）  (3) 自分（じぶん）で新（あたら）しい家（いえ）を見（み）つけることができない人（ひと）  (4) 市（し）に家（いえ）の修理（しゅうり）をお願（ねが）いしていない人（ひと）  2. お金（かね）  (1) あなたが払（はら）うお金（かね）  A．電気（でんき）・水（みず）・ガス、管理費（かんりひ）、共益費（きょうえきひ）、駐車場（ちゅうしゃじょう）、自治会費（じちかいひ）など  B．仮設住宅（かせつじゅうたく）を出（で）るときに部屋（へや）を修理（しゅうり）するためのお金（かね）が、敷金（しききん）より高（たか）い場合（ばあい）、足（た）りないぶんのお金（かね）  ※「敷金（しききん）」は、市（し）が家（いえ）を貸（か）してくれる人（ひと）に、あとで修理（しゅうり）するために先（さき）に払（はら）　っておくお金（かね）のことです。  (2) 市（し）が払（はら）うお金（かね）  C．家賃（やちん）（毎月（まいつき）払（はら）うお金（かね））  D．礼金（れいきん）（家（いえ）を借（か）りるときに１回（かい）だけ払（はら）うお金（かね））  E．仲介手数料（ちゅうかいてすうりょう）（家（いえ）を紹介（しょうかい）してくれた人（ひと）に１回（かい）だけ払（はら）うお金（かね）  F．敷金（しききん）  G．火災保険等損害保険料（かさいほけんとうそんがいほけんりょう）（火事（かじ）になったときなどのための保険（ほけん）のお金（かね））  3. 住（す）むことができる期間（きかん）  ２年間（ねんかん）まで  4. 必要（ひつよう）なもの  ・申込書（もうしこみしょ）  ・住民票（じゅうみんひょう）（世帯全員（せたいぜんいん））  ・り災証明書（さいしょうめいしょ）（コピーOK）　＊り災証明書（さいしょうめいしょ）がなくても申（もう）し込（こ）みできます。  5. 申（もう）し込（こ）み受付（うけつけ）の期間（きかん）・場所（ばしょ）  X月（がつ）X日（にち）(X)まではX X 臨時窓口（りんじまどぐち）  X月（がつ）X日（にち）(X)以降（いこう）は市役所（しやくしょ） X階（かい）  必要（ひつよう）なものを全部（ぜんぶ）持（も）って来（き）てください。  6. 問（と）い合（あわ）せ先（さき）  　XXXXXXXX  よくわからないときは、近（ちか）くにいる日本人（にほんじん）や市役所（しやくしょ）などに相談（そうだん）してください。 |